

警告及び退場処分の適用について

◎警告及び退場について周知していただきたいこと

懲戒の罰則

競技者または交代要員あるいは交代した競技者にのみレッドまたはイエローカードが示される。

主審は、フィールドに入ったその時から試合終了の笛を吹いたのちフィールドを離れるまで、懲戒の罰則を行使する権限をもつ。

警告となる違反

競技者が次の7項目の違反を犯した場合、警告を与えイエローカードを示す：

1) 反スポーツ的行為を犯す

- 例1 相手のコースを妨害するために腕を伸ばす。
- 例2 ヘディングするために味方の競技者の肩を利用する。
- 例3 ゴールキーパーが必要以上に長くボールの上に横たわっている。
- 例4 ボールを手または腕でゴールに入れる。そのような偽のゴールに対し、大喜びをする。
- 例5 ゴールキック、スローインまたはフリーキックが行われるとき、相手側競技者を惑わせる目的で踊り上がったり、大きな身振りをしたりする。
- 例6 相手がゴールを狙っている時に、それを手で止めて妨害する。
- 例7 主審の許可なしでゴールキーパーと競技者が入れ代わる。
- 例8 得点後の喜びの表し方が過度の場合。例えば、競技者がフェンスによじ登ったり自分のシャツを指して相手側観客を嘲笑したり、シャツを脱いで上半身裸で競技場から遠く離れて過度に喜びを表した場合。
- 例9 競技場内で相手競技者を強くまたはしつこく押えつける。
- 例10 試合が中断され、トスで試合が再開される時、ボールが地面に着く前に相手競技者にファウルを犯した場合。(ハンドリング、プッシング、ホールディング等)
- 例11 主審がペナルティキックの合図をした後、キックを行う競技者がボールを蹴るための助走を終えた後にフェイントをかける。
- 例12 ペナルティキックが行われる際、競技者が競技場の外に位置している場合。
- 例13 試合中にシャツあるいは他の衣服を脱いだ場合。
- 例14 靴を脱いでそれをボールに向かって投げる。
- 例15 ゴールキーパーがグローブや帽子等、自分の衣類を投げ捨て、相手競技者の気を逸らす。
- 例16 ファウルや攻撃を受けたふりをする。
- 例17 味方競技者同志で論議し合う。
- 例18 相手チームの近くに位置していることを利用し、自分が味方であるかのようにふるまい、相手競技者からボールをだまし取る。
- 例19 競技者がゴールバーにぶら下がってプレーする。

- 例20 コーナーキックが行われる前に、コーナーポストやコーナーフラッグを取り除く。
- 例21 ゴールキックの際、ボールがゴールエリアから出る前に相手競技者がゴールエリアに侵入することを繰り返すとき（ゴールエリアからボールが出ていないのでキックを再び行う）。
- 例22 アウトオブプレーでペナルティエリア内にあるボールを競技者が2度触れる。
- 例23 競技場外に出るために主審に許可を願った後、その競技者の近くをボールが通りボールに触れる。
- 例24 コーナーキック、スローインあるいはフリーキックが行われる前のアウトオブプレーで、その近くで相手を押したり抑えたりする。
- 例25 ボールを足で挟み、そのまま移動し、相手競技者にプレーをさせない場合。
- 例26 ゴール後にコーチ、医師、交代要員に向かって嘲笑するような態度をとる。
- 例27 その他、主審に与えられている権限の中で（競技規則第5条および第12条）警告を与えられるべき行為を犯したとき。

2 言葉または行動によって異議を示す

- 例) 主審または副審に対し、手を広げて大げさな態度で抗議する・観客に身振りや手振りを見せる・手を頭にのせる・主審または副審が判断を下した後ボールを地面に強く投げつける・判定に対し異議を示す発言をする等。

3 繰り返し競技規則に違反する

- 例) ボールを手で扱う・足を使った反則・相手を押す・相手をおさえる・乱暴なチャージ・身体を使った反則・乱暴な妨害行為等を繰り返し行う。

4 プレーの再開を遅らせる

- 例1 反則を犯し、ファールを取られた競技者がボールを遠くへ投げる・蹴る、あるいは味方競技者に渡す等、故意に競技の再開を遅らせる。

- 例2 スローイン、ゴールキック、フリーキックやコーナーキックからの試合再開を故意に遅らせる。

5 コーナーキック、フリーキックまたはスローインでプレーが再開される時規定の距離を守らない。

- 例1 壁を作ったときにボールから規定の距離を守らずにそれより前進した場合。

- 例2 プレーを再開するとき、ボールの前に立つ。

6 主審の承認を得ずフィールドに入る、または復帰する

- 例1 交代要員が審判の許可なしで競技場に入る。

- 例2 用具の交換や治療の後、勝手にフィールドに復帰する。

7 主審の承認を得ず意図的にフィールドから離れる

- 例1 オフサイドの反則を逃れるために一時的にフィールドの外に出る。

- 例2 用具の交換や治療のために、勝手にフィールドから離れる。

交代要員または交代して退いた競技者は、次の3項目の反則を犯した場合、警告されイエローカードを示される

- (1) 反スポーツ的行為を犯す
- (2) 言葉または行動によって意義を示す
- (3) プレーの再開を遅らせる

退場となる反則

競技者、交代要員あるいは交代して退いた競技者は、次の7項目の違反を犯した場合、退場を命じられレッドカードを示される。

1 著しく不正なプレーを犯す

例) 相手競技者とボールを奪い合うとき、次のようなファウルをする。

- ①相手を蹴るまたは蹴ろうとする。
- ②相手をつまずかせる、またはつまずかせようとする。
- ③相手に飛びかかる。
- ④相手をチャージする。
- ⑤相手を打つ、または打とうとする。
- ⑥相手を押す。
- ⑦ボールを奪うために相手にタックルをし、ボールへ触れる前に相手に接触する。
- ⑧相手を抑える。
- ⑨相手につばを吐きかける。
- ⑩ボールを意図的に手で扱う（自分のペナルティーエリア内のゴールキーパーを除く）。

重要—上記9つのケースは、あくまでも相手競技者とボールの取り合いをしている時、故意に不必要な行為をした場合である。

2 乱暴な行為を犯す

例1 石・靴・ボール・ペットボトル等、物を競技者、主審、副審、警備員、第4の審判員、コーチ、ドクター、カメラマン、TVクルー、担架運搬人、観客などに投げつける。

例2 インプレーのときあるいはアウトオブプレーのときに相手競技者に攻撃を加える（殴る・肘で突く・膝で蹴る・乱暴にインステップキックをする・乱暴に押す・髪の毛をつかむ等）。これらの攻撃が主審、副審、第4の審判員に加えられても同様である。

例3 相手競技者とボールを奪い合うとき、相手を殴る・肘で突く・膝で蹴る・乱暴に蹴る・ヘディングをする・乱暴に押す・髪の毛をつかむ。

重要—上記の行為は、故意に行われた場合のみ退場とするべきである。尚、その行為または攻撃は完遂されなくても退場させるべきである。

3 相手競技者あるいはその他の者につばを吐きかける

4 意図的に手でボールを扱って、相手チームの得点または決定的な得点の機会を阻止する（自分のペナルティーエリア内にいるゴールキーパーが行ったものには適用しない）

5 フリーキックまたはペナルティーキックとなる反則で、ゴールに向かって相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する

6 攻撃的な、侮辱的なまたは下品な発言や身振りをする

例1 インプレー中あるいはアウトオブプレーのとき他の競技者や主審、副審、第4の審判員、監督、ドクター、カメラマン、TVクルー、警備員、観客、担架運搬人等に対して攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする。

例2 競技者、主審、副審、第4の審判員、監督、ドクター、カメラマン、TVクルー、警備員、観客、担架運搬人等に対して侮辱的な態度やジェスチャーを示す（国によって異なるが、中指を立てる等）。

このような態度を示す競技者には厳しく罰を与えるべきである。なぜなら、スポーツマン的態度を取ることがスポーツマンシップの大原則であるからである。

7 同じ試合の中で二つ目の警告を受ける

退場を命じられ、レッドカードを示された競技者、交代要員または交代して退いた競技者は、フィールド周辺及びテクニカルエリア周辺から離れるものとする。

○●○警告数2回で出場停止となる場合の事例○●○

試合 事例	1回戦	2回戦	3回戦	準決勝	備考
事例 1	警告 1	警告 2	出場停止	出場可能	警告数は残らない
事例 2		警告 1 警告 2 (退場)	出場停止	出場可能	警告数は残らない
事例 3		警告 1 退 場	出場停止	出場可能	警告 1 は残る
事例 4	警告 1	警告 2 警告 3 (退場)	出場停止	出場可能	警告 1 は残る
事例 5	警告 1	退 場	出場停止	出場可能	警告 1 は残る
事例 6	警告 1	警告 2 退 場	出場停止	出場停止	警告数は残らない

※上記はあくまでも事例である。退場の理由内容によっては、札幌地区サッカー協会規律委員会の判断により複数の試合、または一定期間の出場停止ということもあり得る。

1. 各区代表理事・審判担当者には、以上の警告及び退場処分の内容を各審判員ならびに各指導者に周知していただく。
2. 各会場責任者には、所定の用紙（別紙）を用いてその日、その会場で起きた警告及び退場処分を迅速に審判委員会委員長（宮地）にFAXで連絡いただく。審判委員会委員長は警告の累積・退場により出場停止の競技者が発生した場合、各会場責任者にその旨を伝える。会場責任者は審判委員会委員長の指示に従い、出場停止の競技者が試合に出場しないよう該当チーム指導者ならびに該当競技者の指導・監視を行っていただく。
3. 警告・退場があった場合、チーム指導者は、試合前に提出する選手登録名簿の『警告・退場の記録』の欄に記入することとする。